

渋川市公告第15号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年2月1日

渋川市長 高 木 勉

- 1 経営管理実施権配分計画の対象森林  
別紙のとおり
  
- 2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者  
住所 群馬県渋川市金井367番地  
名称 渋川広域森林組合 代表理事 奥泉 始
  
- 3 縦覧場所  
渋川市市民環境部環境森林課  
渋川市公式ホームページ  
(<https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sangyou/ringyou/p008909.html>)
  
- 4 本公告により、森林所有者に経営管理受益権が、林業経営者に経営管理実施権がそれぞれ設定される。

以上